

障害者差別解消法の施行に向けた本市の取組みについて

(1) 職員対応要領の策定

地方公共団体における作成は努力義務（法第 10 条）となっているが、その重要性を踏まえ作成。

なお、記載事項については、国省庁の対応要領を参照しつつ、以下の点について検討。

①位置付け

- ・職員が障がいを理由とする差別の解消に関して適切に対応するために必要な事項として規定。

②基本的考え方及び具体事例

- ・不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的考え方と事例を示す。
- ・国、府の考え方を基本としつつ、具体事例については各所属の意見を踏まえ記載。

(2) 相談のための体制整備

体制整備については地方公共団体の責務とされていることから、国の基本方針に基づき、以下の点に留意。

①相談窓口

- ・障がい者支援や人権擁護に関する既存の身近な相談窓口を活用。

②相談窓口に対する支援

- ・既存の相談窓口をサポートする仕組み（相談支援の連絡調整や専門的なアドバイス等）を構築。

(3) 障がい者差別解消支援地域協議会の設置

地方公共団体における設置は「できる」規定（法第 17 条）となっているが、その重要性に鑑み設置。

設置にあたっては、主に以下の点に留意。

①位置づけ

- ・大阪市障がい者施策推進協議会の部会として設置。

②協議会の役割

- ・様々な相談支援機関や当事者、学識経験者等で構成し、事例の集約や支援の方策等を検討。

【今後の予定】

平成 28 年 2 ～ 3 月に開催予定の大坂市障がい者施策推進協議会へ諮り、ご意見を踏まえるとともに、4 月の法施行に向けて必要となる取り組みの整備を行う。